

令和7年度 給与支払報告書等の提出の手引き

令和7年度の給与支払報告書(総括表)等関係書類を送付致します。

必要書類を作成の上、**令和7年1月17日(金)まで**にご提出をお願いいたします。

※法定提出期限は、令和7年1月31日(金)ですが、早めの提出にご協力をお願いいたします。

なお、期限後の提出となった場合、令和7年度当初発送に間に合わない場合がありますので、ご注意ください。

○提出に当たっての留意点

- * 用紙は、同封の指定番号、所在地、名称等の印字された給与支払報告書(総括表)を使用してください。
- * **玉野市から送付する総括表以外を使用する際は、同封の給与支払報告書(総括表)に記載された指定番号(7桁の番号)を必ず転記してください。**
- * 給与支払報告書(個人別明細書)は、従業員一名につき**1枚のみ**提出してください。
⇒裏面(2)『書面による提出』②、④参照
- * 特別徴収税額決定(変更)通知書の電子化に伴い、書面による受け取りを選択された場合は、eLTAXでの電子データ(副本)の送付はできません。
- * **令和7年度より、光ディスクで給与支払報告書を提出した場合に、特別徴収税額決定通知書(電子データ)を光ディスクに記録して返却することができません。**
⇒裏面(1)『電子的方法』参照
- * 特別徴収税額決定(変更)通知書の電子データでの受け取りを希望する場合は、eLTAXにて給与支払報告書を提出してください。

○従業員に異動があった際の届出について

1月以降に退職等が発生した場合、「給与所得者異動届出書」を提出してください。

給与所得者異動届出書の提出期限は、**令和7年4月18日(金)**です。

期限後に本市へ到着した場合は、事務処理の都合上、5月中旬に発送する特別徴収税額決定通知書に反映されません。ご了承ください。

届出様式は玉野市ホームページからダウンロードしてください。

eLTAXは、地方税の手続きを電子的に行うシステムです。法人市民税・個人住民税等の手続(給与支払報告書や特別徴収関連手続など)をインターネット経由で簡単に行うことができますので、是非ご利用ください。

利用方法等の詳細は、eLTAXのホームページをご参照ください。

eLTAX ウェブページ: <https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAXのよくあるご質問: <https://eltax.custhelp.com/>

○提出方法

以下(1)、(2)いずれかの方法で提出してください。

(1) 電子的方法

eLTAX または光ディスクにより提出してください。

なお、昨年税務署へ提出した「給与所得の源泉徴収票」の枚数が 100 枚以上の給与支払者は、eLTAX または光ディスクによる提出が法令上義務付けられています。

	提出方法	税額通知の受取方法
eLTAX	eLTAX を通して、電子データで提出できます。	特別徴収義務者用、納税義務者用ともに、 <u>受取方法を電子または書面から選択していただけます。</u>
光ディスク	光ディスクを窓口に持参、または郵送で提出していただけます。	特別徴収義務者用、納税義務者用ともに、 <u>書面で送付させていただきます。</u>

[光ディスクで提出予定の事業所様へ]

令和7年度より、光ディスクで給与支払報告書を提出した場合に、特別徴収税額決定通知書（電子データ）を光ディスクに記録して返却することができませんので、ご注意ください。

また、特別徴収税額決定（変更）通知書の電子データでの受け取りを希望する場合は、eLTAX で給与支払報告書を提出してください。

(2) 書面による提出

以下のとおりの順に重ねてクリップで留めて提出してください。（ホッチキスは使用不可）

また、給与支払報告書（個人別明細書）は玉野市のホームページからダウンロード、もしくは税務課窓口にてお受け取りください。

- ① 総括表…玉野市が送付したものを使用

※玉野市が送付した総括表以外を使用する場合は、指定番号（7桁の番号）を必ず転記してください。

- ② 個人別明細書（特別徴収分）…受給者1名につき1枚提出

（複写1枚目の市区町村提出用のみ）

- ③ 普通徴収切替理由書…特別徴収できない受給者がいる場合に提出

- ④ 個人別明細書（普通徴収分）…特別徴収できない受給者1名につき1枚提出

（複写1枚目の市区町村提出用のみ）